

# 育児休業復職に関する同意書

江東区福祉事務所長 殿

平成 年 月 日

住 所	江東区 丁目 番 号
氏 名	
勤 務 先 名	
勤 務 先 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
復 職 年 月 日	平成 年 月 日復職予定

私は、認可保育園・認定こども園・小規模認可保育園に入園した場合、入園月の月末までに、必ず上記の職場に休業前と同じ就労条件で復職し、復職後の勤務証明書を改めて提出することに同意します。認可保育園等に入園後、入園月の月末までに復職しない場合、または勤務証明書を提出しない場合に、保育の利用を解除されても異議を申し立てません。

第一希望園名	児童名	クラス年齢
		歳児 クラス

----- キ リ ト リ -----

## 《復職後の勤務条件等についての確認事項》

- ・ 育児休業復職予定日は、平成 年 月 日です。
- ・ 復職場所は、**育児休業前と同じ会社とします。**ただし、部署・派遣先の変更は構いません。育児休業前の会社を退職して新しい会社に就職した場合は、新しい会社の勤務実績（給与実績）が**指数基準日（希望月の申込受付締切日）までに確認できなければ、就労内定や実績不整合 - 4点の扱いになり、内定取消し、または退園となる場合があります。**
- ・ **入園月の月末までに復職しない場合は、入園月の月末で退園となります。**
- ・ 同じ就労条件とは、育児休業前の勤務日数及び勤務時間を指し、**短時間勤務を取得する場合も3歳児クラスが始まる4月1日までに入園決定指数と同じ就労条件の勤務に戻る必要があります。**同じ就労条件に戻らないことが判明した場合は、判明した月の月末で退園となります。

※待機となった場合は、上記育児休業復職予定月の翌月末日までに復職後の勤務証明書、または育児休業を延長した勤務証明書の提出がないと、申込みは取下げとなります。

(申込みを取下げた後に、再度入園を希望する場合は、改めて申込みの手続きが必要となります。)

申込児童を、入園のしおり20ページ14番の調整指数に該当する条件・施設に預けた場合は、受託証明書を提出してください。

江東区こども未来部保育課入園係